



相談室

厚生労働省社会・援護局保護課

保護を申請する権利について

Q

保護を申請する権利について教えてください。また、口頭による保護申請は有効なのでしょうか。

A

1 保護を申請する権利について

生活保護法では、法第二条の規定にもあるとおり、すべての国民に対し、保護を請求する権利（「保護請求権」として無差別平等に保障されており、保護請求権を行使する具体的な方法である保護の申請についても、保護を申請する権利（保護の申請権）としてすべての国民に保障されています。

そもそも申請とは、行政庁の処分等に関

する手続きに関し共通する事項を定めた行政手続法上、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許、その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という）を求める行為であった、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの（以下「第二条第三項」と定義されています。申請に対しては、「申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ申請書の記載事項に不備がないこと」（中略）；その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請した者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しな

ければならない」（同法第七条）とされています。つまり、申請者には、行政庁に申請の受理およびそれに対し何らかの応答を求める権利があり、行政庁は、申請に対して速やかに審査を行い、相当の期間内に判断・決定し何らかの応答をする義務を負うこととなります。

したがって、申請する意思が明確であるにもかかわらず申請を行わせないことや、申請が行われているにもかかわらず申請を受理しない等の取り扱いを行うことは、一般的にも生活保護法上でも、国民に付与された申請権を侵害することになりますので、許されるものではありません。

2 申請前の相談について

それでは生活に困窮している方が保護の実施機関に相談にいられた場合、単に機械的に申請を受理し、要否を判断することが適当かどうかという点、必ずしも適当であるとはいえません。

相談にいられる方は、保護の受給要件や保護を受けることにもなつて生ずる生活上の義務や届出の義務など、生活保護制度の内容について知識を有しない場

合も少なくありません。そのため、まずは実施機関において面接相談を行い、これら制度の内容をよく説明し、理解をしてもらったうえで、申請を行うか否かを判断してもらう必要があります。

また、他法他施策等の活用が可能な方の場合、機械的に申請を受理しこれを却下することは、結果的にその活用が遅れるなど本人の不利益になることもあり得るため、来所者の状況をよく聴取し、他法他施策の担当に引き継ぐなど、その活用について必要な助言を行うことも、面接相談の役割として重要です。

このようなことから、保護の申請を受理する前に面接相談を行うことは、必要な業務であり、保護の申請権の侵害には当たらないものと言えるでしょう。

ただし、これら面接相談を行ったうえで、申請の意思が明確であるにもかかわらず申請用紙を渡さないなど申請を行わせないことは、申請権を侵害することになります。また、面接相談において把握した状況により、保護の要件を欠くと考えられる場合であっても、その内容を説明したうえでなお申請を行う意思がある場合は、申請を受理する必要があるのでは注意が必要です。

3 口頭による保護申請について

生活保護の開始申請は、法の規定やその趣旨から、必ず定められた方法により行わなければならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされています。施行規則第二条第一項において「保護の開始又は保護の変更の申請は、…(中略)…書面を提出して行わなければならない」と規定しているものの、当該規定も書面による申請を保護の要件としているものではないと考えられます。このことからすると、申請は必ずしも書面により行わなければならないとするものではなく、口頭による開始申請も認められる余地があるものということとなります。

一方、法第二十四条第一項は「保護の実施機関は保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもってこれを通知しなければならない」としているなど、保護の申請は実施機関側に一定の義務を課すものとなります。

確かに前記のとおり、申請書の提出自体は保護の要件ではなく、一般論として

は口頭による保護申請を認める余地があると考えられますが、保護の決定事務の処理関係や、保護申請の意思や申請の時期を明らかにする必要があることから、単に申請者が申請する意思を有していたというのみではならず、申請者によって、申請の意思を明確に表示することにより、保護申請が行われたかどうかを客観的にみても明らかにしておく必要があります。

したがって、口頭による保護申請については、申請を口頭で行うことを特に明示して行うなど、申請意思が客観的に明確でなければ、申請行為と認めることは困難です。実施機関としては、そのような申し出があつた場合には、あらかじめ書面で提出することを求めたり、申請者の状況から書面での申請が困難な場合等には、実施機関側で必要事項を聞き取り書面に記載したうえで、その内容を本人に説明し署名捺印を求めると、申請行為があつたことを明らかにするための対応を行う必要があります。

また、申請にあたって提出された書類に必要事項さえ記載されていれば、たとえそれが定められた申請書によって行われたものでなくても、申請として受理すべきものとなるので留意してください。

